

未就学児期の支援体制について

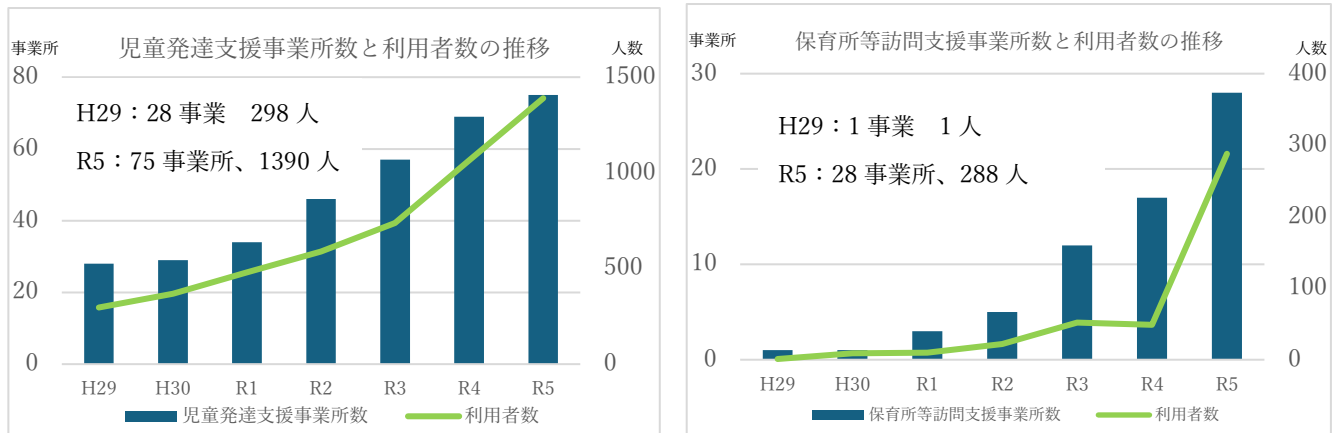
(静岡市障害福祉企画課)

<要旨>

- 未就学児期の支援は障害支援の入り口であり、このタイミングで躓くとその後の支援での課題が大きくなるため、丁寧な取り組みが必要である。静岡市でも、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業など未就学児期を中心とした支援のサービス事業所が急増している。
- 令和6年度の報酬改定で、児童期の支援の充実のための改定もされており、運営基準や加算等も見直しがされている。特に“インクルージョン”を打ち出し、教育・保育との連動についても強化するように求められている。
- 静岡市でも発達障害等発達に課題をかかえる子どもたちへの早期支援の必要性の認識が高まるとともに、支援ニーズは増加しているが、地域の中でも課題がある。

<地域の実情>

○各事業の事業所数及び利用者の推移は次のとおりである。※利用者数は各年度3月実績



○未就学児期に利用できる相談支援は、障害分野では障害児相談支援、委託相談、発達障害者支援センター等があげられ、子育て支援や母子保健などとの連携が必須となる。

<各制度について>

【児童発達支援事業】

主に就学前の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行う(児童発達支援ガイドラインより)。

【保育所等訪問支援事業】

子どもが集団生活を営む施設※1を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行う(保育所等訪問支援ガイドラインより)。

※1 乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設(放課後児童クラブや児童館、中学校や高校など)